

大同法における「留置米」

「餘米」「儲置米」概念の検討

六反田 豊

- 一 はじめに
- 二 「留置米」と「餘米」
- 三 「儲置米」概念の成立と地方財政における大同法の變質
- 四 むすび

一 はじめに

十七世紀初頭から百年あまりをかけて漸次朝鮮各地に實施された大同法は、貢物・進上の現物上納制度である從來のいわゆる貢納制をやめて、かわりに一結あたり一二斗の税率で徴收した大同米(1)（またはその代替物としての綿布や錢など）でそれら官廳・王室の必需品を購入するようにした制度である。各道から王都漢城府に集められた大同米は、宣惠廳において貢人とよばれる王朝政府公認の貢納請負業者に貢價として支給され、貢人はそれによって所定の品目を買い入れて期日までに在京諸官廳へ納める仕組みであった。

しかし、大同法の實施は、たんに貢納の地稅化だけを意味するものではない。各種の徭役や身役の一部がやはり貢納と

ともに地稅化されてこの制度に包攝されたばかりでなく、地方の各營や郡縣での經費も、その大半が大同米を財源として賄われるようになった。つまり大同法は、中央財政の安定に加えて、壬辰倭亂以後疲弊のはなはだしかった當時の地方財政の再建までも目指したもののなのである。⁽³⁾したがって、大同米はそのすべてが中央へ上納されるわけではなく、そうした地方官廳の經費に充當すべく、一部は各道内にそのまま留置されることになっていた。

ところで、この、各道内に留置される分の大同米に關する用語として、現存する記録類には「留置米」「餘米」「儲置米」の三種がみえる。けれども、これまでこの三種の用語は、とくにその内容や實體に對して十分な検討が加えられないまま、したがってその定義も曖昧なまま、各研究者によってまちまちな用いられ方がなされてきた。そのうちのおもなものを次にあげておこう。

①中央上納米に對して各道内に留置される分を「儲置米」と稱し、それがさらに地方の各官廳所要の「營・官需」とその他の經費の財源となる「一般儲置米」とに分かれていた。⁽⁴⁾

②中央上納米に對して各道内に留置される分は「留置米」であり、このうちの「營・官需」以外のものを「儲置米」と稱した。⁽⁵⁾

③中央上納米に對して各道内に留置される分は「留置米」であり、これから「營・官需」とその他の必要經費を除いた「餘米」を「儲置米」と稱した。⁽⁶⁾

④中央上納米に對して各道内に留置される分は「儲置米」とよばれ、同時に「留置米」「餘米」とも稱した。⁽⁷⁾

以上の諸見解は、いずれの場合も關連史料を通しての論證過程が示されず、ごく簡単に結論が述べられているだけである。この事實からも、それらが「留置米」「餘米」「儲置米」の三種の用語それ自體を詳細に検討した結果得られたものでないことは十分に想像できよう。たとえ若干の記録に依據してはいても、漢字の一般的な意味に引かれて多分に恣意的な解釋へ流れてしまっているのではないだろうか。そして、それでこと足れりとされたかのように、これらの用語を正面

から取り上げようとした研究は、現在までのところ皆無である。

これはとりもなおさず、いままでこうした用語の問題がさほど重視されてこなかったということであろう。しかしながら、同時にそれは大同法研究における視角の偏りを端的に示すものでもあり、無視することはできない。すなわち、既往の研究ではおもに大同法の税制としての側面や中央財政との関係といった点のみが注目され、地方財政との関係やその歴史的意義についてはほとんど論じられることがなかったという現状が、そこに反映されているように私には思えるのである。⁽⁸⁾

すでに述べたように、大同法は地方財政レヴェルでも大きな改革であった。たしかに、時代が下がるにつれて中央への上納米が増大し、逆に各道内に留置される分が減少傾向を示すことは事實だが、⁽⁹⁾少なくとも實施當初には、上納分を上回る多額の大同米が地方にとどめられたのである。⁽¹⁰⁾したがって、大同法實施以前と以後の地方財政の變容、さらにはその後の動向などについての實態に即した説明は、いま述べた研究の現状とは裏腹に、李朝後半期の財政史を理解するうえでの重要な課題の一つであるといえよう。

さて、そこで「留置米」「餘米」「儲置米」の三種の用語の問題であるが、それが地方財政に關連する大同米を指すものであることはいうまでもない。そして、現存する記録を仔細に検討していくと、それらの間には明らかに一定の使い分けがなされていることに氣づく。それゆえ、これら三種の用語がそうした大同法におけるいわば法制用語として使用されているとするならば、そのそれぞれについて大同法の實際の運用に際しての用法を詳細に検討し、その概念を明確にしておくことが、大同法と地方財政との關係の實態に即した説明というさきの課題に取り組むための前提作業としてどうしても必要になってくるであろう。

本稿執筆の動機もここにある。すでに私は、別の論文において「留置米」「餘米」「儲置米」の三種の用語の概念を検討し、中央上納米に對して各道内に留置される分が「留置米」であり、このなかから「營・官需」を含む國政運營上の重

要費目の財源を除いた残餘が「餘米」または「儲置米」とよばれた、という結論を得たことがある。⁽¹¹⁾しかしそのときは、それらの用語自體を論文の主題として取り上げたわけではなく、論證も不十分であった。さらに、その後考察を進めるなかでそのときの結論に一部修正を加えねばならないことを認識するに至った。そこで本稿では、右に述べたような問題意識に立脚しつつ、再度これらの用語について論じることにした。以下、大同法に關する各種規定の條文を手掛かりにして「留置米」「餘米」「儲置米」のそれぞれの用語の概念を検討し、とくに「儲置米」概念の成立をめぐって、その後地方財政レビューでの大同法の變質が想定されることを指摘しようと思う。

二 「留置米」と「餘米」

まず、「大同事目」に依據しながら、大同法實施間もない時期にそれらの用語がどのように用いられていたかを検討することから始めよう。

「大同事目」とは、各道に大同法を實施するにあたり、所管官廳である宣惠廳がそれぞれの地域性を考慮して制定・刊行した大同法の運用規定をいう。實施初期における大同法の内容を今日に傳える史料として貴重なものであり、現存するものとしては、大韓民國（以下、韓國と略す）ソウル大學校附屬圖書館奎章閣所藏の『忠清道大同事目』（孝宗五年〔二六五四〕）と『全南道大同事目』（顯宗四年〔二六六三〕）がある。⁽¹²⁾また、このほか韓國國立中央圖書館にも『嶺南大同事目』と題する文獻が架藏されているが、これはさきの二書のような「大同事目」そのものではなく、おそらく英祖朝（一二二四～七六）のころに慶尙道監營でまとめられた、大同法運用のための關係記錄の謄録と考えられる。⁽¹⁴⁾とはいえ、そのなかには慶尙道の「大同事目」である「嶺南大同事目」（肅宗四年〔二六七八〕）も收録されているから、⁽¹⁵⁾われわれはこれも参照することができる。

そこで、いまこれら「大同事目」の條文を一覽して各道内に留置される大同米に關連する用語を探すと、「留置米」と

「餘米」の二つが確認できる。このうち「留置米」という用語の概念は、次に引く條文によって明らかにできよう。

A①本道の田結、姑く壬辰（孝宗三年「二六五二」、引用者註）の收租數に従つて之を計れば、則ち十三萬一千四百十九結零なり。内、各様復戸六千六百七十三結を計除すれば、實結十二萬四千七百四十六結零にして、每一結米十斗を收せば、則ち八萬三千一百六十四石零なり。内、京上納米四萬八千二百八十石、船馬價三千九百六十二石、本道留置米三

萬九百二十二石零であらせらるべし。^{是白齊}（『忠清道大同事目』第七條）

A②本道の田結、姑く壬寅（顯宗三年「二六六二」、引用者註）の時起數に従つて之を計れば、則ち十九萬八百五十五結零なり。内、各様復戸二萬一千八十四結零を計除すれば、實結十六萬九千七百七十一結零にして、每一結米十三斗を收せば、則ち十四萬七千一百三十四石零なり。内、京上納米六萬一千二百十八石、本道留置米八萬五千九百十六石であらせらるべし。^{白齊}（『全南道大同事目』第九條）

A③田結は、歳の豐凶に隨つて盈縮同じからず。以つて一概に式を定むべからざるにあらせらるをもつて、姑く時用の丁巳（肅宗三年「二六七七」、引用者註）の結數に依つて磨鍊すれば、則ち十六萬八千七百四十二結零なり。内、各様復戸一萬一千八百三十六結を除けば、實結十五萬六千七百四十二結零にして、每一結米十三斗を收せば、則ち十三萬七千四百五十二石十四斗なり。内、京上納五萬三千五百七十三斗、本道留置八萬三千九百四十五石一斗であらせらるべし。^{是白齊}（『嶺南大同事目』第八條）

（史料A①A②A③とも傍線部分は吏讀。へゝ内に原文を附記した。以下、同じ）

みてわかるように、これらの條文では「京上納米」の對稱語として「本道留置米」という表現が用いられている。すなわち、「留置米」とは「本道留置米」のことであり、大同米のうち王都漢城府へ上納されず、道内に留置される分全體を指してそうよばれたのである。

一方、「餘米」に關してはまず次の條文に注目したい。

B①戦・防・兵船新造と改築、(中略)各項上下米、併せ計るに二萬二千九百十八石なり。皆、本道留置米を以って計減するも、餘米なお八千餘石有り。此を以って今年春・夏・秋三等の刷馬と科外別役責應之資と爲し、不足無きがごとくあらせらるべし。(是白齊)『忠清道大同事目』第九條

B②戦・兵・哨々缸新造と改築、(中略)海運判官紙地價米、併せ計るに三萬七千七百三十二石零なり。皆、本道留置米を以って計減するも、餘米なお四萬八千一百八十四石零有り。此を以って一年各様刷馬・京上納米布輸運船馬價と科外別役責應之資と爲し、不足無きがごとくあらせらるべし。(是白齊)『全南道大同事目』第一一條

B③戦・兵船新造と改築、(中略)倭供價米、並びに五萬二百三十四石五斗なり。皆、本道儲置之米を以って計減するも、餘米なお三萬三千七百五十一斗有り。此を以って一年各様刷馬・京上納米布輸運船馬價と科外別役責應之資と爲し、不足無きがごとくあらせらるべし。(是白齊)『嶺南大同事目』第一〇條

これらによれば、「餘米」とは「本道留置米」(史料B③では「本道儲置之米」とある。この點は後述)からいくつかの項目の經費支出分を除いた殘餘部分を指しているものとみなしうる。そしてこのことは、さらに次の條文によっても證することができる。

C①收米の元數は逐年其の時起數に隨つて通融し、田・沓每一結、春秋各五斗を捧じて、以って京外一年之用と爲す。而して道内各官は則ち一年應下之數を計除の外、其の邑の大中小殘を分かち、宜しきを量りて餘米を留置し、以って各項刷馬と科外之役とに應ぜしめらるるも、(爲白齊)(後略)『忠清道大同事目』第六條

C②收米の元數は逐年其の時起數に隨つて通融し、田・沓每一結、春秋合せて十三斗を捧じて、以って京外一年之用と爲す。而して道内各官は則ち一年應下之數を計除の外、其の邑の大中小殘を分かち、宜しきを量りて餘米を留置し、以って各項刷馬と科外之役とに應ぜしめらるるべし。(爲白齊)『全南道大同事目』第七條

C③收米の元數は逐年其の時起數に隨つて通融し、田・沓每一結、春秋合せて十三斗を捧じて、以って京外一年之用と

爲す。而して道内各官は則ち一年應用之數を計除の外、其の邑の大小小殘を分かち、宜しきを量りて餘米を留置し、

以って各項刷馬と科外之役とに應ぜしめらるべし。（爲白考）（嶺南大同事目」第五條）

すなわち、これらの條文では、「本道留置米」のなから各營・郡縣が一定の費目に支出する額である「一年應下之數」または「一年應用之數」を除いた殘餘部分が「餘米」とされており、結局これはさきの史料B①B②B③と同じことをいっているのである。こうした「餘米」は、各郡縣にその規模の大小に應じて配分され、各種の刷馬價（民間からの馬の借り上げ費）、上納米・布等の輸運船馬價（輸送費用）、科外別役價などに使用されることとされていた。

ところで、「餘米」という概念は一般には「餘った米」のことであるから、ここで検討した、「留置米」のなから一定の經費支出分すなわち「一年應下之數」を除いた殘餘という意味以外にも、なにかの餘りの米を指してそのように稱される場合がまったくないとはいえない。しかし、少なくとも「大同事目」ではこの用語がそうした別の意味で用いられている例を確認することはできない。のみならず、それは一つの歳出財源を示す用語として、なんの説明もなく單獨で、あるいはただ頭に「大同」の文字を冠するだけで「大同事目」はもとより各種の官撰年代記史料にも現われており、⁽¹⁶⁾そうした用いられ方が可能であったのは、おそらくは、この時期「餘米」あるいは「大同餘米」といえば、その意味するところが自明のことであったからだと考えられる。つまり、實施初期の大同法において「餘米」という用語が單獨で用いられる場合には、それは明らかに一定の意味をもつ法制上の用語とみなすことが可能なのである。

さて、ここまでの検討によって、大同法實施初期には、中央への上納米に對して各道内に留置され、地方での各種經費の財源とされた大同米全體を指して「留置米」といったこと、そして、そのうちの一定項目の支出分すなわち「一年應下之數」を除いた殘餘部分を「餘米」と稱していたこと、の二點を確認することができた。

それにしても、「大同事目」には「儲置米」という用語は見當たらぬ。例外として、さきに引いた史料B③に「本道儲置之米」という表現がみえ、これは史料B①B②では「本道留置米」と記されている箇所⁽¹⁷⁾に該當する。しかし、このこ

とをもって即「留置米」イコール「儲置米」とするわけにはいかないだろう。なぜなら史料B③の表現は「儲置米」ではなく、あくまで「儲置之米」であるからである。むしろこれは「儲置」した米といった程度の一般的な用法に近いのではないだろうか。あるいはそうでないにしても、史料B③（すなわち「嶺南大同事目」）を収める『嶺南大同事目』は前述のように後代、英祖朝のころの謄録であり、謄寫の際に錯誤を生じる可能性をまったく否定できない。さらに、謄寫の際の錯誤を想定しなくても、慶尙道では大同法が實施されることが決定したのが肅宗三年（一六七七）⁽¹⁷⁾、「大同事目」の作成がその翌年と⁽¹⁸⁾、比較的遅かった點も考慮しておく必要がある。このようなわけで、すでに大同法實施當初から「留置米」を「儲置米」とも稱していたとすることにはいささか無理があるように思われる。

「大同事目」にはいまま述べたように「儲置米」という用語は見當たらないが、「儲置」という表現ならいくつかの條文に見出せる。とはいえ、その一つは上納米の倉庫規定に關するものであり、もう一つは各郡縣が戰船・兵船の建造・改築のために「留置米」のなかから毎年所定額を積み立てることに關してのものであって、いずれも「留置米」と直接關係してはいない。さらにそれらはすべて動詞として用いられており、「儲^{たく}え置く」という漢字の字義に基づいた一般的な用法とみなすべきだろう。ほかに「嶺南大同事目」第九條に、驛吏卒收米を「儲置之數に補用せらるべし」とあり、これは「留置米」に關して用いられたものであって他の例とやや趣を異にするが、具體的になにを指すのかまではわからない。ただしこの場合も、慶尙道に大同法が實施されたのが他の道に比べて遅かった點を考慮しておくべきである。

「大同事目」には、「留置米」および「餘米」に關連する表現として「儲置」と類似した「留儲」というのもみえる。たとえば次の條文などに現われる。

D（前略）當年十月より明年九月に至る一年之用を計減せし後、其の餘米之數を算出して逐年該邑に留儲し、以て恒式と爲さるべし。^{（爲白齊）}『忠清道大同事目』第二〇條、『全南道大同事目』第六條

E①（前略）列邑の餘米、必ず須く從優留儲し其不時之用に資すべし。常時一年の所餘、幾ど萬石に至り、一年刷馬と

科外之役とに盡く用いるべからず。毎に年終に於てまた餘數を算出して各邑に會録し、或は用舊蓄新を爲し、或は糶糴改色を爲して、其の毎年の餘儲を以て凶年缺縮之數を補わるべし。〔爲白費〕『忠清道大同事目』第七九條

E②列邑の餘米、必ず須く從優留儲し其不時之用に資すべし。常時一年の所餘、萬有餘石にして、必ずしも科外之役に盡く用いざるがごとし。毎に年終に於て餘數を算出して各邑に會録し、或は舊を用いて新を蓄え、或は糶糴改色して、其の毎年の餘儲を以て凶年缺縮之數を補わるべし。〔爲白費〕『全南道大同事目』第七二條、『嶺南大同事目』第六四條

すなわち、史料DE①E②ともに「餘米」を「留儲」する、とある。これは史料C①C②C③の「留置」に對應するものであるが、この場合の「留置」「留儲」はいずれも「留め置く」「留め儲える」という意味の一般的用法であり、「儲置米」あるいは「大同儲置米」といった法制上の用語とは無縁なものとみるべきである。そしてこうしたことから、「儲置米」という表現は大同法實施初期にはまだ法制用語としては用いられていなかったと考えて差支えないだろう。

三 「儲置米」概念の成立と地方財政における大同法の變質

それでは、「儲置米」という用語はいつたいつごろから用いられ始めたのだろうか。

官撰の年代記史料におけるこの用語の初見は、管見のかぎりでは『備邊司謄錄』の次の記事である。

今六月十三日、引見の時、禮曹判書金佐明啓する所、南漢の火器鑄成は二月より始役し、今五朔に至る。所入の軍匠料布は、守禦廳より料理して以て給するに、今則ち儲える所絶乏す。遠道の匠人を畢役放送之時、必ず當に賞布・料米を題給すべきなれば、則ち廣州所在の宣惠廳儲置米を以て、四五十石を限って減ぜんと欲す。而して餘丁木五同も亦題給を爲すは何如、と。上曰く、依って之を爲せ、と。〔同書、顯宗十年六月十四日條〕

みてわかるように、この記事は顯宗十年（一六六九）六月、禮曹判書金佐明が、南漢山城配備の火器鑄造作業に使役される匠人支給の料米を、本來の擔當官廳である守禦廳の在庫米が缺乏したために南漢山城がある廣州牧の「宣惠廳儲置

米」のなから檢出するよう上啓して顯宗の裁可を得たことを記している。

この記事で注目すべきなのは、「儲置米」という用語にわざわざ大同法の所管官廳である宣惠廳の名が冠せられている點である。そのおかげで、われわれはこれがまちがいになく大同法における法制用語として用いられていることを知ることができるわけだが、ひるがえって、こうした表記がなされた理由を考えてみると、それは「儲置米」が大同法の法制用語として登場してからまだ日が浅いということもあるのではないかと思われる。この記事以降、たんに「儲置米」または「大同儲置米」といった表現でこの用語が各種の官撰年代記史料に散見されるようになることを考えあわせると、おそらく、「儲置米」はこの顯宗十年を前後する時期から用いられ始めたものと推測できよう。

そこで、「儲置米」という用語が具體的になにを指し示すのかが次の問題となる。右の記事では、「儲置米」は「廣州所在」とされており、すなわちそれが前述の「留置米」に關連するものであることは疑いない。けれども、はたしてこの「儲置米」がイコール「留置米」であるのか、あるいは「儲置米」とは「留置米」のある一部分に對する呼稱なのか、という點になると、この記事だけではいまひとつ判然としない。

この點で興味深い記録が残っている。『湖南廳事例』(純祖朝(二八〇〇〜三四)がそれである。これは宣惠廳内の湖南廳⁽²³⁾において全羅道における大同法實施の沿革やその制度の内容等をまとめた記録であり、現在はソウル大學校附屬圖書館奎章閣に保存されている。⁽²⁴⁾奎章閣には、ほかに同様のものとして『嶺南廳事例』(純祖朝)と『江原廳事例』(高宗二十年(二八八二)も架藏されており、⁽²⁵⁾これらは「大同事目」とともに大同法研究の基本史料として、とくに「大同事目」以後の制度の變遷を知るうえで重要な史料である(以下、本稿ではこれらを總稱して「事例」とよぶ)。

さて、その『湖南廳事例』には次のような記述がある。

F 各邑之一年用下、量を參りて數を分かち、或は收租を以て區劃し、或は餘米を以て區劃す。

各邑之一年用下、多寡一ならず。故に收租磨鍊の時、其の遺在と用下とを量り、數を分かちて區劃す。所謂餘米は

即ち儲置米なり。(後略) (同書 儲置會減條)

すなわち、この記録では大同米に由來する全羅道内各種經費の財源として「收租」と「餘米」の二者がみえ、「所謂餘米は即ち儲置米なり」と明記されている。そしてこのことから、『湖南廳事例』が編纂された十九世紀前半においては「儲置米」と「餘米」という二つの用語が同一の内容を指すものとして用いられていたことが、まずわかる。

しかしながら、われわれはここで、そうした「餘米」||「儲置米」がこの史料Fでは「收租」という用語と對立的に用いられている點を見落としてはならない。この「收租」とは、漢字自體の意味や史料Fの文脈から推して、當年度に徴收された大同米を指すと理解してよい。しかし、そうだとすれば、史料Fにみえる「餘米」||「儲置米」はそれとは逆に當年度に徴收された大同米ではないということになる。「儲置米」の「儲置」が「儲え置く」という意味であることからすれば、おそらくそれは、各郡縣にそれ以前から累年蓄えられていたものを指しているともなさざるをえないだろう。そしてこれは、さきに検討した「餘米」の概念からはかけ離れたものである。つまり、大同法實施初期における「餘米」としてこれは、九世紀前半の『湖南廳事例』などにみられる「餘米」||「儲置米」とでは、同じ「餘米」という用語を用いながらもその實體はまったく異なるものである。

このことを、別の面から考えてみよう。

すでに明らかなように、大同法實施初期においては、その年に徴收された大同米は中央への上納米と各道内に留置される「留置米」とに分けられ、その「留置米」のなかから「一年應下之數」を除いた殘餘部分が「餘米」と稱された。そして、ここでの「一年應下之數」とは、表1に示したような費目の經費に充當されるものを指している。道によって多少の異同はみられるものの大部分は共通しており、おおまかに、①地方官廳の公用經費や觀察使・守令等の公私生計費などに充てられる營・官需、②郡縣レヴェルで催される各種の祭祀費、③軍事關係費、④進上調達費、⑤土貢調達費、といった分野にまとめることができる。いずれも、王朝國家の地方統治に直接關係する、いわば國政運営上の重要費目である。

表1 「大同事目」にみえる「一年應下之數」支出費目

	『忠清道大同事目』 第9條	『全南道大同事目』 第11條	「嶺南大同事目」 第10條
營・官 需	監・兵・水營營需 各官官需，油・清・紙地 使客及監司支供	監・兵・水營營需 五營將及軍官料米 各官官需，油・清・紙地 使客及監司支供，駕輜・ 毛物・紙地	監・兵・水營營需 五營將及軍官料米 各官官需，油・清・紙地等 價 監司藥材・紙地・駕輜・毛 物等價
祭祀費	釋奠祭幣帛・牛脯 社稷・賜額書院幣帛	釋奠祭帛・牛脯 社稷・賜額書院幣帛	釋奠祭幣帛・牛脯價 社稷祭幣帛價 賜額書院幣帛等價
軍事關係費	戰・防・兵船新造與改築 壬辰秋軍兵稿饋	戰・兵・哨舡新造與改 築 月課軍糧・軍器 春秋習操時稿饋價	戰・兵船新造與改築，戰・ 兵船價 月課軍器價 月課軍糧 春秋習操時軍兵稿饋價
進上調達費	進上方物白綿紙・油芑・ 小好紙・甲冑・藥丸	進上方物 朔膳 端午扇子 工曹進上扇子 內弓房油物 內醫院藥材・青大竹 監司到界進上 宗廟薦新物膳	三名日方物・物膳及端午物 膳・朔膳等價 內醫院藥材・青大竹價 監司到界進上
土貢調達費			義盈庫細毛菴耳 軍器寺礪石價 尙衣院各樣席子・紫硯石・ 細礪石等價 工曹紫硯石 長興庫各樣席子價 繕工監磊碌價 奉常寺烏海藻價 兩醫司吳茱萸價
その他	冬三朔刷馬與上年引用各 項米上下米	慶基殿祭物及參奉糧饌價 海運判官紙地價	倭供價

表2 「大同事目」にみえる「餘米」交付の費目

『忠清道大同事目』	(條文)	『全南道大同事目』	(條文)	「嶺南大同事目」	(條文)
京上納米布輸運船馬價 ¹⁾	7, 13	京上納米布輸運船馬價	11, 14	京上納米布輸運船馬價	10, 13
科外別役價	7	科外別役價	11	科外別役價	10
守令瓜滿遞易時刷馬價 ²⁾	37	守令瓜滿遞易時刷馬價	32	守令瓜滿遞易時刷馬價	27
守令因公幹上京時刷馬價／道内因公往來時刷馬價／私自出入與覬親・病親・掃墳・科擧等受由時刷馬價	36	守令因公幹上京時刷馬價／道内因公往來時刷馬價／私自出入與覬親・病親・掃墳・科擧等受由時刷馬價	33	守令因公幹上京時刷馬價／道内因公往來時刷馬價／私自出入與覬親・病親・掃墳・科擧等受由時刷馬價	28
赦文及兵符齎去校生刷馬價／營吏上番時刷馬價	38	赦文及兵符齎去校生刷馬價／營吏上番時刷馬價	35	赦文及兵符齎去校生刷馬價／營吏上番時刷馬價	30
京納物上納刷馬・船價	40	京納物上納刷馬・船價	36	京納物上納刷馬・船價	31
(津船新造・改槳價)	42	(津船新造・改槳價)	38	津船新造・改槳價	33
海美加設兵船一隻改造・改槳價	46	(戰船旗靡色帳幕價)／(水操時格糧)	42	(戰船旗靡色帳幕價)／(水操時格糧)	36
(戰・防船旗靡色帳幕價)／(水操時格糧)／(火箭所入火藥・硫黃・焰燭價)	47	火箭所入火藥・硫黃・焰燭價		火箭所入火藥・硫黃・焰燭價	
(漕船護送代將料米)／(諸島搜討時料米)／兩營所納箭竹刈取時沙格糧料	49	(漕船護送代將料米)／(諸島搜討時料米)／兩營所納箭竹刈取時沙格糧料	45	(各牧場牛馬牽軍價)	40
(濟州上來牛馬及各牧場所捉牛馬牽軍價)	51	(濟州上來牛馬及各牧場所捉牛馬牽軍價)	46	文武試所該入雜物價／試官支供物價	42
(禮葬造墓軍價)	52	(禮葬造墓軍價)	47	(禮葬造墓軍價)	43
文武試所該入雜物價／試官支供物價	53	文武試所該入雜物價／試官支供物價	48	各司奴婢貢案及年分文書・收租案封裏柳筭・草席・條所等諸具價	48
各司奴婢貢案及年分文書・收租案封裏柳筭・草席・條所等諸具價	56	(分養馬牛上納時牽軍價)／(故失價)	53	(分養馬牛上納時牽軍價)／(故失價)	60
(分養牛馬上納時牽軍價)／(故失價)	74		68	年例倭供雜物・求請別卜陸物・接慰廳所用・別差倭時宴供別卜定等價	63
				各官守令喪需	66
				射砲糧	67
				箋文價	73

1) 『忠清道大同事目』では別枠で計上。

2) 今年春夏秋三等刷馬價のみ。前年の冬三期刷馬價は除外。

※ () は條文中に「餘米」交付であるとは明記されていないが、そのようにみなしうるもの。

表3 「大同事目」と「事例」の比較

	全 羅 道	慶 尙 道
A	誕日進上油物價 兵營進上方物價 書院幣帛 水陸軍習操時稿饋米	三名日方物・物膳價の一部 端午方物・物膳價の一部 藥材價の一部 礪石掘取價の一部 白土・仇乙灰・水乙土等價 進獻方物・席子價
B	沿邑船價	射砲糧 上下納船價

※ Aは、「大同事目」では「一年應下之數」に属していたが「事例」では「餘米」＝「儲置米」交付のもの。

※ Bは、「大同事目」では「餘米」交付であったが「事例」では「收租」または「新米」交付とされたもの。

※ ここでは、「事例」に支出区分が明記されているものだけをあげた。

これに對して「餘米」はどのような費目に支出されていたのかというと、前掲史料B①B②B③およびC①C②C③では各種の刷馬價や上納米布等の輸運船馬價、科外別役價に充てるとあった。しかし、「餘米」の用途はこれのみにとどまるものではなく、次の表2によって明らかのように、

きわめて多種多様な費目が「餘米」から交付されることになっていった。⁽²⁶⁾そしてさらに、そのようなさまざまな費目に支出された後の残額は、凶年時の不足補填米として各郡縣に備蓄されることが規定されていた(前掲史料E①E②)。

すなわち、大同法實施初期、「大同事目」にみえる「一年應下之數」と「餘米」はともに當年度の大同米(留置米)に属するものであり、うち「一年應下之數」は王朝國家の地方支配と密接に結び附いた重要財源であり、一方の「餘米」はその他の雑多な費目の財源というふうに、この兩者は明確に區分されていたのである。まず、そのことを確認しておきたい。

ところが、「儲置米」という用語の出現以後は、こうした區分がかなり曖昧になってくる。表3は全羅道と慶尙道それぞれの場合について、そのことをわかりやすく示すために「大同事目」と「事例」の記述とを比較した結果をまとめたものである。すなわち、「大同事目」では「一年應下之數」に属していたが「事例」の記述では「餘米」||「儲置米」交付と記されている費目をA、その逆に「大同事目」では「餘米」交付とされていたが「事例」では「收

租」〔嶺南廳事例〕では「新米」交付と記されている費目をBとして抜き出してみた。これをみると、全羅道の場合、Aに属する費目が四つ、Bに属する費目が一つであり、一方、慶尙道の場合、Aに属する費目が六つ、Bに属する費目が二つとなっている。この表3は「事例」において財源が明記されたものだけをあげたものであるから、実際にはこれ以外にも該当するものがあるかもしれない。また、この表3には現れないが、全羅道ではかつて船價とともに「餘米」交付であった山郡の駄價（馬價）が、いったん「收租」交付に改められたのち、さらに「餘米」||「儲置米」交付に変わっている。『湖南廳事例』には次のように記す。

山郡の木・錢の上納駄價は、其の遠近と站數を計りて磨鍊し、新舊米を論すること勿く收租を以て割給す〔今則ち儲置米を以て會減す〕。（同書、山郡駄價條）

（一）内は割註を示す。以下、同じ）

このように、「事例」では大同法實施初期の「一年應下之數」と「餘米」という區分からはみ出す費目がいくつか見出せる。この場合、それぞれの費目自身の性格が變化したために支出される財源が變わったとは考えにくいので、結局のところ、「事例」における「收租」（あるいは「新米」と「餘米」||「儲置米」という區分がかつての「一年應下之數」と「餘米」の區分とは別の基準によるものだったと考えるしかないだろう。そして、「收租」と「餘米」||「儲置米」の兩者を區分するその別の基準とは、さきの史料Fから窺えるように、それが當年度の大同米であるか否かという點にあるのである。

以上みてきたように、大同法實施初期の「餘米」と後期の「餘米」||「儲置米」とでは、その實體はまったく異なるものであった。つまり、十七世紀の後半になって出現する「儲置米」という用語は、當年度の大同米ではなくそれ以前から各郡縣に蓄えられてきた備蓄米を指すものである。そして、累年各郡縣に蓄えられたこの「儲置米」は、大同法實施初期には當年度の大同米から交付されることになっていくつかの費目の財源として活用されていた。

それにしても、どうして十七世紀後半以降このような「儲置米」が出現するようになるのであろうか。換言すれば、「一年應下之數」であれ「餘米」であれ、かつては當年度の「留置米」から交付されていた多くの費目の價米が、どうしてのちにこの「儲置米」交付に改められたのであろうか。また、そのような「儲置米」が一方で「餘米」とも稱された理由はどこにあるのだろうか。こうした疑問に答えるためには、まず『嶺南廳事例』の次の記録を検討してみなければならまい。

收租の時、京上納は宜しきを量りて磨鍊し、其の餘米は六萬八千石を限り本道に留儲し、以って一年の支用と爲す。而れども毎年新結米の割給之數は五萬餘石たり〔營・官需、使客支供、祭享脯幣、進上方物、藥材、土貢物種、倭供價二斗減代、射砲糧、上下納船價、儲置等の需用〕。其の餘一萬八千餘石〔各樣夫・刷運駄價、東萊壯士支放、蕩債及白土・席子、漂倭供、各項封裏等の需用〕、或は舊儲・常賑・漕留等の穀を以って添割磨鍊す。（後略）（同書、外方會減、儲置條）

ここにみえる「其の餘米」とは、さきにわれわれが検討した大同法實施初期の法制用語としての「餘米」ではない。「其の」とあることからわかるように、これはたんに當年度の大同米から「京上納」を除いた「餘った米」を意味するにすぎないだろう。しかしながら、ここでこのような表現が用いられているのは、ある意味ではたいへん示唆的である。なぜなら、當年度の大同米から中央上納米を除きたいわゆる「留置米」（右の記録では「新結米」）をこのように表現したということは、『嶺南廳事例』が編纂された十九世紀前半の慶尙道では中央へ上納される大同米が激増し、結果として地方留置額がすでにそう表現するしかない程度にまで落ち込んでしまっていたということでもあるからである。そして興味深いことには、大同法實施初期に用いられた「留置米」という用語は、この時期になると文獻にまったく確認できなくなる。

それはともかくとして、こうした表現のうえでの變化を證するかのように、右の記録では、この時期、本來は六萬八九

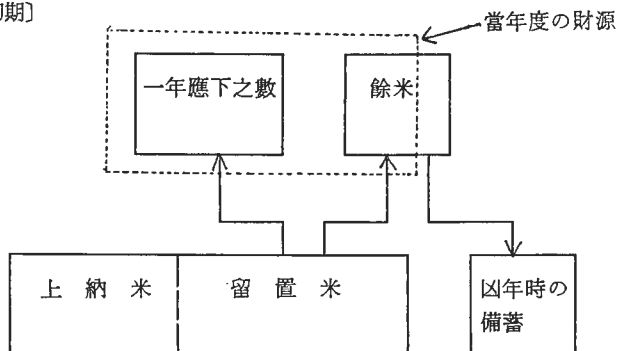
千石程度であった當年度の留置額は五萬石に減少し、その年の支出のうちの一萬八千石餘りに對しては「舊儲・常賑・漕留等」といった別途の財源が準備されていることを記している。

ところで、この「舊儲・常賑・漕留等の穀」⁽²⁷⁾のうちの「舊儲」という財源は、當年度の「留置米」の費目の一つとして割註にみえる「儲置」に由來するものであろう。當年度の「留置米」から毎年一定額ずつを「儲置」の名目で各郡縣に備蓄し、それが累年蓄積されて經費支出の補填財源となったものが「舊儲」であると思われる。とすれば、「大同事目」にあった、「餘米」のなかから雑多な經費を支出した残額は凶年時の不足を補填するために各郡縣に備蓄する、という條文（前掲史料E①E②）がここで想起される。私は、この毎年各郡縣に備蓄されるものを右の記録の「儲置」に、そしてその累年の集積を「舊儲」に、それぞれ結びつけて考えることができるように思う。當初この條文は、あくまで「餘米」の残額についての扱いを規定したものであったが、おそらく、上納米の激増によって地方留置の大同米が減少傾向を示す状況のなかで、不足する「留置米」を補填するための新しい財源形成の手段として積極的に活用されるようになったのである。その結果、毎年の新規備蓄米が右の記録にみえるように「儲置」という正規の支出費目の一つとして計上され、そうやって恒常的な「留置米」の補填財源が「舊儲」の名で形成されていったと推測される。

右は慶尙道の事例であった。しかしこうした事情は、なにも慶尙道にかぎるものではなかったと考えられる。全羅道をはじめ同じ時期の他の道においても、慶尙道ほどの多額の不足を生じてはいなかったにせよ、やはり、道内の必要經費の全額を當年度の地方留置の大同米だけで賄うことはできなかったのではないだろうか。

「儲置米」という用語は、このような地方の財政状況を反映して登場してきたものと思われる。すなわち、時代が下がるとともに、中央財政逼迫のために當年度の大同米に占める上納米の割合が増大し、その當然の歸結として各道内に留置されるいわゆる「留置米」は、それに侵食されて減少傾向にあった。そのために、各道ではかつてのようになすべての經費をその年度の「留置米」にのみ依存することが不可能となり、おそらく十七世紀の後半ごろから、一部の地域において當

〔大同法實施初期〕



〔17世紀後半以降〕

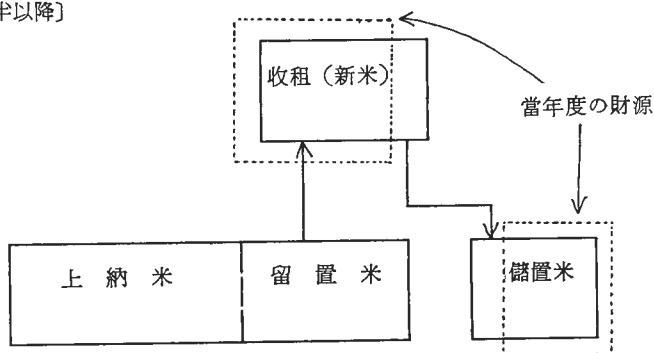


圖1 大同米(留置米)の運用方式の變質

表4 『輿地圖書』所載の大同米内譯(抜粹)

道	郡縣	時起田畝 ¹⁾	A 大同米總額 ²⁾	B 上納米	C 儲置米	D A-B
忠清	青陽	1,473結36負	1,178石10斗	600石	454石13斗	578石10斗
	洪州	6,383結8負8束	5,106石7斗	3,548石5斗	2,825石11斗	1,558石2斗
全羅	光陽	2,005結74負5束	1,604石8斗	980石	1,553石3斗	624石8斗
	高敞	1,630結97負3束	1,304石11斗	734石	1,452石	570石11斗
慶尙	固城	3,418結49負3束	2,734石11斗	781石9斗	936石2斗	1,953石2斗
	昌原	4,492結23負	3,593石11斗	2,000石	500石	1,593石11斗

1) 全羅道のみ「時起」と明記されず。

2) 時起田畝×米12斗で表作成者が算出。A～Dは升以下切り捨て。

年度分の大同米はある一定の費目に支出するとともに一部を「儲置米」の名目で各郡縣に蓄え、一方でそのようにして累年蓄えられてきた「儲置米」を重要な財源の一つとして利用するような方式が採用され始めた。「餘米」の一部を凶年時の不足補填のために備蓄するという「大同事目」の規定を新財源形成のための手段に轉化し、これを積極的に活用することによって恒常的な補填財源を確保していったわけである。「儲置米」がまた「餘米」とも稱されたのは、このようにそれが元來「餘米」に起源するものであったからであろう。ともかく、こうした新しい大同米の運用方式は次第に施行地域を廣げ、一般化していった。以上を圖示すると、圖1のようになる。

このように、「儲置米」という用語の出現は、そもそも地方財政レビュールにおける大同法自身の一定の變質に起因するものであったと想定される。中央への上納米増加によって「留置米」が減少傾向を示すことはこれまでも指摘されていたが、それは地方での大同米の運用の仕方にも一つの變化をもたらしたわけである。この點は、これまでまったく指摘されていない事實であるが、さらに次の二件の史料によっても傍證できる。

まず、英祖四十一年（一七六五）ごろに編纂された『輿地圖書』には、各郡縣ごとに耕地の結負數、大同「上納米」および「儲置米」の額が示されている。一見、この「儲置米」は「留置米」と同義に用いられているようにも受け取れるが、實はそうではない。表4はこの『輿地圖書』から忠清・全羅・慶尙の三道中の二郡縣を抜き出して、その己卯年（英祖三十五年〔一七五九〕）における時起結數とそこから算出される大同收稅總額（A）、それに大同「上納米」の額（B）と「儲置米」の額（C）を示したものであるが、これによってAからBを差し引いたもの（D、當年度の「留置米」の額に相當）とCを比較すると、いずれの場合もこの兩者は一致しないからである。

さて、そこでこの表でのCとDの關係は、CがDよりも少ない場合（忠清道青陽縣・慶尙道固城縣・昌原大都護府）とその逆の場合（忠清道洪州牧・全羅道光陽縣・高敞縣）があり、まず前者であれば、「留置米」の一部が「儲置米」に充てられたことまでは想定できるものの、はたしてそれがC全體なのか、あるいはその一部分なのか、いまひとつはっきりしな

表5 『増補文獻備考』所載の大同米内譯（抜粋）

道	A 收 米	B 本官所用	C 儲 置 米	D 實 納	E A - (B + D)
京畿	35,894石 ¹⁾	8,177石 ²⁾	5,235石	22,482石	5,235石
忠清	94,383石3斗	18,630石	20,205石	米 47,851石 綿布17,700疋 錢 35,200兩 計 61,971石 ³⁾	13,782石3斗
全羅	149,800石	20,018石	32,064石	米 69,300石 綿布38,500疋 錢 77,000兩 計 110,367石 ⁴⁾	19,415石
慶尙	151,498石	32,449石 ⁵⁾	23,044石	米 33,724石 綿布67,400疋 錢 134,800兩 計 96,630石 ⁶⁾	22,419石

- 1) 税外復戸別收米978石を含む。
- 2) 廣州軍餉會錄米645石を含む。
- 3) 換算率、綿布1疋=米6斗=錢2兩。
- 4) 換算率、綿布1疋=米8斗=錢2兩。
- 5) 公作米3,294石を含む。
- 6) 換算率、綿布1疋=米7斗=錢2兩。

い。しかし後者の、CがDより多い場合があることから、この年の「留置米」からはCの一部だけしか充當されていないことがわかる。つまり、ここでの「儲置米」とは、前年度以前の大同米を含んだもののなのである。

次に、『増補文獻備考』卷一五三、田賦考一三、大同二には、この十年後の英祖四十五年の大同收税額に關する記録がある。そこから京畿・忠清・全羅・慶尙の四道について必要な部分を記述に忠實に抜き出してまとめると表5のようになる。ここで「收米」とあるのは大同收税額全體のことであり、「本官所用」とは、この當年度の「收米」のうち各郡縣における諸經費の財源とされるもの、さきの史料Fにみえた「收租」にあたるものとみなされる。「實納」は中央への上納米である。

この表5の場合も、「收米」額(A)から「本官所用」額(B)と「實納」額(D)を差し引いたもの(E、當年度分の「儲置米」の額に相當)と

「儲置米」(C)とを比較すると、両者は京畿で一致するのみで、それ以外ではCがEよりも多い。つまり、ここでの「儲置米」も、當年度の「收米」から充當される額以外(すなわち前年度以前の大同米)を含んでいることになるのである。京畿の場合は、前年度以前から蓄えられてきた「儲置米」がなかったということであろう。

いずれの場合も、「儲置米」として示されているものは前年度以前から蓄えられてきたものを含み、それが各郡縣の重要な財源のなかに組み込まれているのであって、これはまさに、「儲置米」という用語が大同法實施初期の「留置米」や「餘米」とはまったく別の次元のものであり、十八世紀の半ばには、すでに地方での大同米の運用方式が實施初期と大きく變質してしまっていたことを物語るものなのである。

四　む　す　び

以上、本稿では大同法における「留置米」「餘米」「儲置米」の三種の用語をめぐって論を展開してきた。これまで述べてきたことは、次の三點に要約することができる。

(一) 大同法實施初期には、中央へ上納されずに各道内に留置される大同米を總稱して「留置米」といった。そしてこの「留置米」から國政運営上の重要費目の財源とされる「一年應下之數」を除いた殘餘部分を「餘米」と稱し、これは各郡縣に配分されて各種の刷馬價や上納米・布等の輸運船馬價、科外別役價をはじめとして多種多様な費目の財源に活用された。またその殘餘は凶年時の不足補填のために各郡縣に備蓄されることになっていた。

(二) これらの二種の用語とは異なり、「儲置米」は十七世紀の後半ごろから法制用語として用いられるようになったと考えられる。當時それはまた「餘米」とも稱されたが、この「餘米」||「儲置米」は當年度の大同米ではなく、累年各郡縣に蓄えられたものを指した。

(三) このような「儲置米」概念の成立は、おそらく十七世紀の後半ごろから徐々に始まった地方財政レヴェルでの大同

法の變質に起因すると想定される。時代が下がるにつれて中央への上納米が激増し地方留置分が減少するなかで、當年度分の大同米だけでは地方の必要經費のすべてを賄えなくなった。そこで、「餘米」中の一部を凶年時の不足補填分として各郡縣に備蓄するといつかつての規定が新財源形成の手段に轉化され、こうして蓄えられた財源を「儲置米」と稱したのである。そして、それはかつての「餘米」起源のものであるためにそのまま「餘米」とも稱された。

さて、冒頭でも指摘したように、既往の大同法に關する研究ではこうした用語の問題が正面から取り上げられることはまったくといっていいほどなかった。そのために、これら三種の用語の使用された時期が必ずしも一致しないことや、「儲置米」概念の成立の背景に、實は右に述べたような大同米の運用方式をめぐる地方財政レヴェルでの大同法の變質という事實が想定されることなど、これまで完全に見過ごされることになってしまったのであった。

これまでも、時代とともに大同米全體に占める中央への上納分が増加し、逆に地方での留置分が減少していく點はしばしば指摘されてきた。ところが本稿の結論によれば、そのような状況は地方における大同米の運用方式にまで影響をおよぼし、新たな財源の創出とそれにとりもなる新たな法制用語の出現という制度的變質を大同法にもたらしたわけである。しかも、本稿の検討結果どおり「儲置米」という用語の出現が十七世紀後半ごろのことだとすれば、大同法は京畿地方での最初の實施（光海君即位年「一六〇八」）から半世紀あまりで、少なくとも一部の地域においては當初の目的の一つであった地方財政の再建という課題に對して新たな形で對應を迫られるに至ったことになる。

しかし、こうして「儲置米」という新しい財源を得たことで、結果的に各郡縣の大同米由來の歲出財源は當年度の劃給分（收租）とこの「儲置米」の二つから構成されることになった。このことが地方財政にとってどのような意味をもつかという點は、別途に検討を要する問題であろう。當年度の劃給分と「儲置米」の用途には一定の原則があったが、實際にはかなり多様な運用がなされていたことを示唆する記録も見出される⁽²⁹⁾。本稿での結論の檢證もあわせて、大同米の運用方式を中心とする各郡縣單位での財政構造の實態とその變動過程の考察が次なる課題であるといえよう。が、それに

いては別の機会に譲ることとし、ここではただ、一つの問題提起にとどめておきたい。

註

- (1) 大同法が施行されたのは京畿・江原・忠清・全羅・慶尙の五道であるが、咸鏡・黃海の二道にも、大同法とはほぼ同一範疇の法制と考えられる詳定法が行なわれた(のち、江原道にも追設)。また平安道でも大同法に類似した収米法が實施されたが、これについては、大同法と同一のものとみなしうる可否かで見解が分かれている。金玉根『朝鮮王朝財政史研究』Ⅲ(一朝閣, 서술, 一九八八年)、韓榮國『大同法の實施』(國史編纂委員會編『한글사』13, 同委員會, 서술, 一九七八年)、などを参照。
- (2) 實施當初は、京畿・江原道が一六斗、忠清道が一〇斗、全羅・慶尙道が一三斗であったが、江原道を除いては肅宗九年(一六八三)までに一二斗に統一された。江原道では肅宗三十六年(一七一〇)から、地域によって一二斗・一四斗・一六斗の三種の稅率が行なわれた。
- (3) 安達義博『十八~十九世紀前半の大同米・木・布・錢の徵收・支出と國家財政』(『朝鮮史研究會論文集』第一三集, 一九七八年)、金玉根、前掲『朝鮮王朝財政史研究』Ⅲ、崔完基『大同法 實施의 影響』(『國史館論叢』第二二輯、果川、一九九〇年)。
- (4) 金玉根『朝鮮後期經濟史研究』(瑞文堂, 서술, 一九七七年)。
- (5) 德成外志子『朝鮮後期의 貢物質納制—貢人研究의 前提作業으로—』(『歷史學報』第一一三輯, 서술, 一九八七年)。
- (6) 韓榮國、前掲論文および金玉根、前掲『朝鮮王朝財政史研究』Ⅲ。
- (7) 田川孝三『李朝後半期における地域社會の諸問題』(昭和53・54年度文部省科學研究費補助金研究成果報告書『李朝後半期に於ける地方自治組織並びに農村社會經濟語彙の研究』, 一九七九年)。
- (8) 近年、地方官廳の財政構造に對する實證的研究は急速に進みつつあり、最近の代表的な成果としては、吳永教『朝鮮後期 地方官廳 財政과 殖利活動』(『學林』第八輯、延世大學校史學研究會, 서술, 一九八六年)、金鉉丘『조선 후기 統營數의 구조와 전개』(『釜大史學』第一三輯、釜山、一九八九年)、同『조선 후기 統營數의 운영실태』(『歷史學報』第一二四輯, 서술, 一九八九年)、などがある。しかし、これらはすべて地方官廳獨自の利殖活動すなわち還穀の實態に焦點をあわせたものであり、大同法については述べられていてもごく一般的に言及にとどまり、具體的な検討はなされていない。
- (9) 安達義博、前掲論文および金玉根、前掲『朝鮮王朝財政史研究』Ⅲ。

- (10) 本文中に引用した史料A①A②A③の数字によれば、實施初期の大同米全體に占める地方留置分の比率は忠清道が約五一・七パーセント(船馬價を含む)、全羅道が約五八・四パーセント、慶尙道が約六一・一パーセントになる。
- (11) 六反田豊『嶺南大同事目』と慶尙道大同法』(『朝鮮學報』第一三輯、一九八九年)。
- (12) 請求番號は『忠清道大同事目』が「1594」、『全南道大同事目』が「1556」。
- (13) 請求番號は「古683—5」。
- (14) 六反田豊、前掲論文。
- (15) 本稿では、慶尙道の「大同事目」のみを指している場合は「嶺南大同事目」と表記し、この謄錄全體をいうときには「嶺南大同事目」という表現を用いる。
- (16) たとえば、次のような例をあげることができる。
各司奴婢貢案及び年分文書・收租案封裏の柳筭・草席・條所の諸具をば、都會官の大同餘米を以て給價準備な^爲さるも、(後略)『全南道大同事目』第五三條
- 司諫李壽仁、康津に在って辭職を陳疏し、且つ時弊を陳して喜怒哀中之失を論じて曰く、(中略)大同は乃ち是均役なり。而れども科外不時之需多く、守令をして便に隨つて料理せしむれば、守令已むを得ず烟戸に侵蝕し、烟戸之役、苦に堪えざる有り。若し大同餘米を以て變通割給せば、則ち以て久しく行えども弊無かるべし。
- (後略)『顯宗改修實錄』卷四、元年十月己亥〔十七日〕條
- (17) 『承政院日記』康熙十六年(肅宗三年)八月二十三日條。
- (18) 『承政院日記』康熙十八年(肅宗五年)八月十三日條の吏曹判書李元禎の建議中に、「上年(肅宗四年、引用者註)嶺南大同事目磨鍊時」とある。
- (19) 『忠清道大同事目』第五條。『全南道大同事目』第五條。
- (20) 『忠清道大同事目』第四四・六條。『全南道大同事目』第四〇、四一條。『嶺南大同事目』第三四、三五條。
- (21) 驛吏は復戸對象者として大同米が免稅される給復田を支給されたが、大同稅收入の減縮を防ぐために彼らの給復田からは一結あたり二斗の米を徵收することになっていた。これを驛吏卒收米という(『嶺南大同事目』第八、九條)。
- (22) たとえば、『備邊司謄錄』肅宗元年八月十五日・九月二十三日・二年十月二十六日・十一年九月五日の各條など。
- (23) 宣惠廳は擔當する職掌により京畿廳、江原・海西廳、湖西廳、湖南廳、嶺南廳、均役・常平・賑恤廳の六廳に分かれており(『萬機要覽』財用編四、宣惠廳各項事例條)、湖南廳は全羅道の大同法を管掌した。
- (24) 請求番號は「15232」。
- (25) 請求番號は、『嶺南廳事例』が「15233」、『江原廳事例』が「15231」。
- (26) 『嶺南大同事目』所收の「追變通節目」には、これをはるかに上回る數の「餘米」交付の費目があげられている。六反田豊、前掲論文参照。
- (27) ここにみえる「常賑」とは常平廳と賑恤廳がその運用を管理している米穀であり、「漕留」というのは「除留米」のこと

とである。當初、慶尙道の大同米は民間の地主船を借りあげて船價米を支給し、王都漢城府まで輸送していたが、この方法では弊害が多かったために英祖朝になって官船漕運制に轉換された。そしてかつての船價米は駕山・馬山・三浪の三漕倉に分配・備置して、それぞれの漕倉の運営經費に活用することになったのであるが、これが「除留米」である（『嶺南廳事例』漕轉、設倉條）。

(28) 本文中に引用した『嶺南廳事例』外方會減、儲置條や、『萬機要覽』財用編三、大同作貢條などを参照。

(29) たとえば、慶尙道の東萊都護府においてその管掌事務に關する規定をまとめて高宗五年（一八六八）に編纂された『東萊府事例』（ソウル大學校附屬圖書館奎章閣所藏。請求番號は「4272」、『韓國地方史資料叢書9（事例篇2）』（驪江出版社、서우, 一九八七年）所收）によれば、東萊都護府では當年度の大同米のほぼ全額が府内に留置され、それらはすべて「儲置に屬す」こと、つまり「儲置米」の新規補填分にまわされることになっていた（同書、賦稅條）。また同記録では、一般には當年度の大同米を支給することになっていた官需米等について「儲置より來たる」と記しており、すなわちそれらは舊米である「儲置米」によって賄われるべき規定であった（同書、會計所條）。周知のように、東萊都護府では毎年大量の田稅および大同米が中央へ上納されるかわり

にいわゆる倭供價米として釜山倉に下納されることになっていたが、右のような大同米の運用は、そうした他の郡縣とは異なった東萊都護府の特殊事情とも關連する問題として興味深い。

なお、この點に關連して、『東萊府事例』では「儲置米」という用語を當年度地方に留置される大同米の全體を指すものとして、すなわち「留置米」と同義に用いているのではないかと考えることも可能かもしれない。しかし、ソウル大學校附屬圖書館奎章閣架藏の、高宗二十七年（一八九〇）における全羅道内各郡縣への「儲置米」配分額を列記した記録である『全羅道各邑庚寅條大同儲置米分排成冊』（請求番號は「19524」）によると、この年の各郡縣への「儲置米」配分額はもつとも多い光州牧・南原都護府で四〇〇石、もつとも少ない礪山都護府等八郡縣で二〇石であり、全羅道全體の總額でも八〇〇〇石にすぎない。したがって、この場合の「儲置米」も當年度に道内に留置される大同米全體とは考えがたく、すなわちそれは本稿で検討した財源としての「儲置米」を形成するための毎年の新規補填分を指していることみなければならないと思う。大同法における「儲置米」は、高宗朝のころにも當年度地方に留置される大同米全體を包含する概念としては用いられなかったとするのが妥當であらう。

mentioned transportation provisions were not applied, or where goods could be carried over sea. In general, the transport over flat roads was more expensive, about 13—26% than that by ship upstream, and 2.5 times than downstream. The regulations prescribed the freight which the Government had to pay, but the one paid by the private sector was apparently even higher.

The Government paid 2.2 strings of copper cash for carrying goods weighing approximate 60kg from Yangzhou 揚州 to Bianzhou 汴州. This illustrates how excessively high distribution/transport costs were, as compared with 40 or 50 cash, the average price of doumi 斗米 (about 6 litres of rice) in the provinces of Jiangnan and Huainan. Such high costs due to an undeveloped transport sector, formed one of the reasons why long-distance circulation of commodities was prevented from coming into being.

A STUDY OF THE TERMS OF ‘YUCH’IMI 留置米,’ ‘YŎMI 餘米,’ AND ‘CHŎCH’IMI 儲置米’ IN THE UNIFORM LAND TAX LAW (TAEDONGBŎP 大同法)

ROKUTANDA Yutaka

As a preliminary study into the specific relations between the Uniform Land Tax Law, put into force in the late Yi dynasty, and local government finances, the author, in this paper, reflects on the three legislative terms of ‘yuch’imi,’ ‘yŏmi,’ and ‘chŏch’imi.’ They referred to the part of taedongmi 大同米 not to be remitted to the central government but to be stored in each do 道.

‘Yuch’imi’ was the general term which referred to the portion of taedongmi stored within the provinces. On the other hand, ‘yŏmi’ meant the remainder of ‘yuch’imi,’ which had been left after deduction of the expenses necessary for the dynasty to govern each province. It was divided among the kunhyŏn 郡縣 to be appropriated for all sorts of expenses, and a part of the ‘yŏmi’ was also stored up for years of famine. These terms were mainly used during the early period of the Uniform

Land Tax Law in force, in the first half of the 17th century.

The term 'chöch'imi' began to be generally used towards the latter half of the 17th century. It was also being referred to as 'yömi,' but, in this case, it implied the portion of taedongmi stored in the kunhyöns in the years previous to a certain fiscal year. The revenue from taedongmi in a fiscal year alone had become inadequate for the necessary expenditures on local government level owing to the rapid increase of the amount of taedongmi remitted to the central government and subsequent decrease of the amount saved at local level. It is probable that the part of the former 'yömi' which had been expected to make up for the lack of revenue in famine years was turned into newly established regular resources. This new resources were called 'yömi,' because its origin was the former 'yömi,' but they were also called 'chöch'imi,' as it was stored for many years. Behind the term 'chöch'imi' was the above-mentioned transformation of the Uniform Land Tax Law at local level.